

様

申請者

印

(本人自筆の場合は押印不要)

電話番号

南国市地方創生移住支援金の交付を受けたいので、南国市地方創生移住支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、南国市地方創生移住支援金交付要綱第2条第2項各号に該当しないことを誓約します。

記

- 1 支援金交付申請額
（該当するものに☑）
☐ 金600,000円（単身世帯）
☐ 金1,000,000円（2人以上の世帯）
☐ 加算 金1,000,000円 × _____人※ = 金_____円
※世帯員のうち18歳未満の世帯員の人数
- 2 住民基本台帳上の異動日（転入日） 年 月 日
- 3 添付書類
- (1) 全ての申請者について提出が必要な書類
- ア 南国市地方創生移住支援金に関する調査書（別紙1）
- イ 南国市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約書（別紙2）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙3）
- エ 申請者の本人確認ができる書類の写し（写真付き身分証明書等）
- オ 世帯全員の移住前の居住地及び居住期間が確認できる書類（移住前の居住地の住民票の除票の写し等）
- カ 申請者の世帯全員の現在の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- キ 申請者が、移住前の居住地の市区町村税を滞納していないことを証する書類（3か月以内に発行されたもの）
- ク 申請者が、南国市税を滞納していないことを証する書類（3か月以内に発行されたもの）
- ケ 申請者が、高知県税を滞納していないことを証する書類（3か月以内に発行されたもの）
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内への通勤者のみ提出が必要な書類
- ア 移住前の居住地での勤務地及び勤務期間並びに雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等）
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
- ア 移住元での在勤地を確認できる書類（開業届出済証明書等）
- イ 移住元での在勤期間を確認できる書類（個人事業等の納税証明書等）
- (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
- ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- イ 移住前の居住地での勤務地及び勤務期間並びに雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等）
- (5) 就業の場合のみ提出が必要な書類
- ア 雇用形態、応募日等を確認できる書類（就業先企業等の就業証明書等）
- (6) テレワークの場合のみ提出が必要な書類
- ア 雇用形態、在職期間、自己の意思等を確認できる書類（就業先企業等の就業証明書等）
- (7) 起業の場合のみ提出が必要な書類
- ア 高知県が発行した起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) 関係人口の場合のみ提出が必要な書類
- ア 移住する直前の5年間のうち2年以上南国市にふるさと納税をしていることが確認できる書類（寄附金受領証明書等）
- イ 過去に通算5年以上南国市に居住していたことが確認できる書類（戸籍の附票等）
- ウ 自ら農林水産業を営んでいることが確認できる書類（開業届等、出荷証明書、販売伝票等）
- エ 雇用形態、職務内容を確認できる書類（就業先企業等の就業証明書）

別紙 1 (様式第 1 号関係)

南国市地方創生移住支援金に関する調査書

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 南国市地方創生移住支援金 (以下「支援金」という。) の内容 (該当する項目に○を付けてください)

世帯の種類	単身世帯 ・ 2人以上の世帯	同時に移住した世帯員の人数 (1の申請者は含まない)	人
就業等の区分	就業 (一般) ・ 就業 (専門人材) テレワーク ・ 起業 ・ 関係人口	上記世帯員の人数のうち 18歳未満の者の人数	人

3 各種確認事項 (該当する項目に☑を付けてください)

「南国市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約書」 (別紙2) に記載された内容について	☐	誓約する
支援金の申請日から5年以上継続して、南国市に居住する意思について	☐	意思がある
(就業・起業の場合のみ記載) 支援金の申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	☐	意思がある
(テレワークの場合のみ記載) 南国市への移住の意思	☐	自己の意思である
支援金の受給状況 (過去10年以内)	☐	受給していない
申請者の移住元市区町村の住民税の納付状況	☐	滞納なし
申請者の南国市税の納付状況	☐	滞納なし
申請者の高知県税の納付状況	☐	滞納なし

※各種確認事項に☑が付いていない場合は、支援金の交付対象となりません。

4 移住元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京23区内の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区内への在勤履歴 (5年以上の在勤履歴を記載)

期間	就業先	就業地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

6 (テレワークの場合のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先所在地	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年【 】回 / 行くことはない / その他【 】
通勤手当の有無	
南国市で生活した期間	月平均【 】日 ※転入日～申請日について

南国市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約書

- (1) 高知県又は南国市から、高知県地方創生移住支援事業に関する報告又は立入調査について求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の事項に該当するに至った場合は、南国市地方創生移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の支援金の額を返還します。
 - ① 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - ② 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当した場合：全額
 - ③ 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反した場合：市長が必要と認める額
 - ④ 交付申請日から 3 年以上 5 年以内に南国市から転出した場合：半額
 - ⑤ 交付申請日から 3 年未満に南国市から転出した場合：全額
 - ⑥ 交付申請日から 1 年以内に別表 2 の部の要件に係る職を辞した場合：全額
 - ⑦ 高知県から起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ⑧ 南国市地方創生移住支援金交付要綱第 11 条の規定による書類の提出若しくは報告の求め又は必要な調査に応じなかったとき：全額

※ 上記④又は⑤において、交付申請日から 1 年以上南国市に居住した場合であって、交付申請日から 5 年以内に高知県内の市町村に転居するときは、全額又は半額の返還を免除する。
- (3) 南国市から高知県内の他市町村に転出することとなった場合には、転出前に転出届（様式第 6 号）を提出します。
- (4) 南国市から高知県内の他市町村に転出した場合、交付申請日から起算して 5 年を経過する日までの間、各年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、市長に現況届（様式第 8 号）を提出します。
- (5) 1 年以内の研修等で他の市区町村に転出する場合には、転出前に研修等一時転出証明書（様式第 7 号）を提出します。
- (6) 高知県及び南国市が、南国市地方創生移住支援金の申請等に際して得た個人情報について、高知県地方創生移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

申請者署名

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は世帯員が、下記に掲げる事項のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。
また、下記世帯員名簿に記載した者が下記に掲げる事項に該当する者ではないことを、警察署に照会することを承諾します。

年 月 日

南国市長 様

住所

氏名 印

(本人自筆の場合は押印不要)

記

世帯員名簿

フリガナ	生年月日	性別	フリガナ	生年月日	性別
氏名			氏名		

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (3) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

【備考】
氏名、生年月日等、誓約書に記載されたすべての個人情報、南国市個人情報保護条例（平成8年南国市条例第11号）の規定に基づき取り扱うものとし、南国市が南国市の事業及び事務における暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する照会以外の目的には使用しません。また、南国市がこれらの情報をもとに警察署から取得した個人情報についても同様に取り扱います。

南国市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書
(南国市地方創生移住支援金交付申請用：就業用)

下記のとおり相違ないことを証明します。また、高知県地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、高知県又は南国市の求めに応じて、高知県又は南国市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記			
勤務者名		生年月日	西暦 年 月 日
勤務者住所			
勤務先所在地			
勤務先電話番号			
求人管理番号			
応募受付年月日			
就業開始年月日			
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用		
事業の利用に関する確認 ※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合に確認の☑が必要		☐ 目的達成後に離職することが前提ではありません	
		利用事業 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業	

南国市長 様

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書
(南国市地方創生移住支援金交付申請用：テレワーク用)

下記のとおり相違ないことを証明します。また、高知県地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、高知県又は南国市の求めに応じて、高知県又は南国市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記			
勤務者名		生年月日	西暦 年 月 日
勤務者住所（移住前）			
勤務先所在地（移住後）			
勤務先部署の所在地			
勤務先電話番号			
雇用開始年月日			
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用		
移住の意思に関する確認 ※確認の☑が必要	☐ 命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）による移住ではありません		
テレワーク交付金に関する確認 ※確認の☑が必要	☐ 勤務者に新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金（移住・企業・就業型））又はその前歴事業による資金提供をしておりません		

年 月 日

南国市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書
(南国市地方創生移住支援金交付申請用：関係人口用)

下記のとおり相違ないことを証明します。また、高知県地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、高知県又は南国市の求めに応じて、高知県又は南国市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記			
勤務者名		生年月日	西暦 年 月 日
勤務者住所			
勤務先所在地			
勤務先電話番号			
就業開始年月日			
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用		
職務内容			

様

南国市地方創生移住支援金交付決定兼支援金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった南国市地方創生移住支援金については、下記のとおり交付することに決定するとともに、支援金額を確定しましたので、南国市地方創生移住支援金交付要綱第5条の規定により、通知します。

年 月 日

南国市長 印

記

- 1 支援金交付決定兼確定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 南国市地方創生移住支援金交付要綱を遵守すること。
 - (2) この指令に違反したときは、支援金の全部又は一部を返還させることがあること。
 - (3) 南国市地方創生移住支援金交付要綱の規定に基づき、支援金に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、定期的に必要な事項の報告をすること。
 - (4) 南国市から転出することとなった場合には、転出前に転出届（様式第6号）を提出すること。
 - (5) 南国市地方創生移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合において、以下に掲げる支援金の額を返還させることがあること。ただし、④又は⑤において、南国市に1年以上居住し、転居先が高知県内の市町村の場合、転出前に転出届を提出することで返還を免除する。
 - ① 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - ② 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当した場合：全額
 - ③ 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反した場合：市長が必要と認める額
 - ④ 交付申請日から3年以上5年以内に南国市から転出した場合：半額
 - ⑤ 交付申請日から3年未満に南国市から転出した場合：全額
 - ⑥ 交付申請日から1年以内に別表2の部の要件に係る職を辞した場合：全額
 - ⑦ 高知県から起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ⑧ 南国市地方創生移住支援金交付要綱第11条の規定による書類の提出若しくは報告の求め又は必要な調査に応じなかったとき：全額
- 3 南国市は、南国市地方創生移住支援金交付要綱の規定に基づき、支援金に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要に応じ、書類の提出若しくは報告を求め、又は関係する場所への立入調査等を行います。書類の提出、報告の求め又は必要な調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、前項第5号⑧に定める返還請求を行う場合があります。

4 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・支援金の返還を請求された場合は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

5 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第3号（第5条関係）

南国市指令第 号

様

南国市地方創生移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった南国市地方創生移住支援事業費支援金については、下記のとおり申請を却下することに決定しましたので、南国市地方創生移住支援金交付要綱第5条の規定により、通知します。

年 月 日

南国市長 印

記

却下の理由：

年 月 日

南国市長 様

住 所
申請者
氏 名 印
(本人自筆の場合は押印不要)
電話番号

南国市地方創生移住支援金交付請求書

年 月 日付け南国市指令第 号で交付決定兼支援金額確定通知のあった南国市地方創生移住支援金について、南国市地方創生移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 支援金交付請求額 金 円

2 振込口座

振込先金融機関		銀行 信金 農協 労金 信組							支 店 支 所 出張所
振 込 口 座	預金種別	普通 当座							
	口座番号								右詰めで記入してください
	フリガナ								
	氏 名								

注意事項

- 1 振込は、この請求書を提出した日から1か月程度かかります。
- 2 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名（漢数字3桁）と7桁の口座番号が必要です。記号・番号では振込できません。

添付書類

- 1 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込が可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

南国市指令第 号

様

南国市地方創生移住支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け南国市指令第 号で交付決定兼支援金額確定通知を行った南国市地方創生移住支援金について、下記のとおり交付決定兼支援金額の確定を取り消すことに決定しましたので、南国市地方創生移住支援金交付要綱第7条の規定により、通知します。

年 月 日

南国市長 印

記

1 取消しの決定を行った支援金額 金 円

2 取消しの理由：

年 月 日

転 出 届

南国市長 様

現住所	〒 ー 高知県南国市	
届出人 (移住支援金 受給決定者)	フリガナ	
	氏名	⑩ (本人自筆の場合は押印不要)
	連絡先	日中連絡の取れる電話番号（必ず記入してください） () ー

転出先の住所	〒 ー
--------	-----

転出予定日	年 月 日
-------	-------

- ※ 南国市から高知県内の他市町村に転出する場合、必ずこの転出届をご提出ください。転出した後、さらに別の高知県内の他市町村に転出する場合も同様に、南国市への転出届の提出が必要です。以後、高知県内の他市町村への転出のたびに同様の手続を行ってください。
- ※ 転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せや転出先の立入調査等を行う場合があります。
- ※ 立入調査等を拒否する場合等、高知県内のいずれかの市町村での居住が確認できない場合は、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を命じる場合があります。
- ※ 交付申請日から5年以内に県外に転出する場合は、支援金の返還対象になります。

南国市長 様

所在地
事業者名
代表者名 印
電話番号
担当者

研修等一時転出証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。また、高知県地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、高知県又は南国市の求めに応じて、高知県又は南国市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記

勤務者名		生年月日	西暦 年 月 日
一時的転出先（研修先等） の所在地			
一時的転出先（研修先等） の電話番号			
研修等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
一時的な転出の内容 両方にチェックがない場合は、移住 支援金の返還の対象となります	☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること		

※ 勤務者に対して支援金を支給した南国市から、転出前の就業先又は一時的転出先（研修先等）に就業等の状況を確認する場合があります。

※ 一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して支援金の全額又は一部の返還を求める場合があります。

年 月 日

現 況 届

南国市長 様

届出人 (移住支援金 受給決定者)	フリガナ	
	氏名	⑩ (本人自筆の場合は押印不要)
	連絡先	日中連絡の取れる電話番号（必ず記入してください） () —

現住所	〒 —
	高知県

- ※ 現在の住所地を確認するため、住民票の写し（届出前の3か月以内のもの）を1部添付してください。
- ※ 高知県内の他市町村に転出した場合、交付申請をしてから5年間を経過する日までの間、各年度の3月1日から3月31日までの間に、この現況届を南国市に提出してください。転出した後、さらに別の高知県内の他市町村に転出した場合も同様にこの現況届の提出が必要です。以後、高知県内の他市町村への転出のたびに同様の手続きを行ってください。
- ※ 現住所において居住していることを確認するため、住民票担当課への問合せや立入調査等を行う場合があります。
- ※ 立入調査等を拒否する等、高知県内のいずれかの市町村での居住が確認できない場合は、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を命じる場合があります。
- ※ 交付申請日から5年以内に高知県外に転出する場合は、支援金の返還対象になります。